

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	九州地方整備局関連新聞記事の著作権使用契約（読売新聞）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 7年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社読売新聞西部本社 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目16番5号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥468,600-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 九州地方整備局関連新聞記事の著作権使用契約
(読売新聞)
2. 履 行 場 所 国土交通本省、九州地方整備局及び管内事務所
3. 随意契約の相手方 株式会社 読売新聞西部本社
福岡市中央区赤坂 1－16－5
4. 随意契約適用法令 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の
4 第 3 号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
九州地方整備局では、国土交通省の行う事業がどのように報道されているか、また、行政全般に関する情報、地方自治体の動向等を知り、業務の参考とするため、読売新聞の記事を複写し、各部署に配布する必要がある。
そのためには、株式会社 読売新聞西部本社の著作権使用許諾を得る必要があるため、同社と著作権使用契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

総務部 総務課長